

○下呂市育英資金の給貸与の決定に関する要綱

平成27年1月30日教育委員会告示第1号

下呂市育英資金の給貸与の決定に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、下呂市育英資金給貸与に関する規則（平成16年下呂市教育委員会規則第146号。以下「規則」という。）第5条の規定により、下呂市育英資金の給貸与（以下「給貸与」という。）の決定に関し必要な事項を定めるものとする。

(給付を受ける者の経済的理由の基準)

第2条 給付を受ける者の規則第2条第2号に規定する学資支弁が困難な者の要件とは、給付を受けようとする者（以下この条において「申請者」という。）の生計を主として維持する者及びその配偶者（以下「親権者等」という。）の給付を受けようとする年の前々年の所得が、38万円を超えない者をいう。

2 前項の所得は、次に掲げる方法で算定した給与収入及びその他の収入の合計額から、別表第1に定める申請者の世帯の事情の区分に応じた控除額の合計額を差し引いた額とする。

3 別表第1に規定する世帯の人数とは、親権者等及び親権者等の同居扶養親族の合計をいう。

(貸与を受ける者の経済的理由の基準)

第3条 貸与を受ける者の規則第2条第2号に規定する学資支弁が困難な者の要件とは、貸与を受けようとする者（以下この条において「申請者」という。）の親権者等の貸与を受けようとする年の前々年の所得が、別表第2に定める申請者の世帯の人数の区分に応じた基準額を超えない者をいう

2 前項の所得は、次に掲げる方法で算定した給与所得及びその他の所得の合計額から、別表第3に定める申請者の世帯の事情の区分に応じた控除額の合計額を差し引いた額とする。

(1) 給与所得 親権者等のうち1人だけが給与収入の場合にあっては、給与収入額から別表第4に定める給与収入額の区分に応じた控除額を差し引いた額とし、親権者双方が給与収入の場合にあっては、給与収入額の高い方の額から別表第5に定める給与収入額の区分に応じた控除額を差し引いた額に、給与収入額の低い方の額から別表第4に定める給与収入額の区分に応じた控除額を差し引いた額を合計したものをいう。

(2) その他の所得 所得税又は市県民税の申告所得額。ただし、その額について教育長が不適当と認めたときは、所得課税証明書の額とする。

3 第1項に規定する世帯の人数とは、親権者等及び親権者等の同居扶養親族の合計をいう。

(貸与を受ける者の学業成績の基準)

第4条 貸与を受ける者の規則第2条第2号に規定する学業成績が優秀な者の要件とは、規則第10条第2号の成績証明書の評価が、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 数値による5段階評価の場合は、その評価の平均値が3.5以上の者
- (2) 成績証明書の評価が前号に規定する評価方法でない場合は、前号の規定に準じ教育長が定めた基準以上の者

附 則

この告示は、平成27年1月30日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

申請者の世帯の事情	控除額
世帯員1人につき	38万円
70歳以上の世帯員がいる場合(1人当たり)	20万円
生徒の親が寡婦(所得税法に定める寡婦控除及び特別寡婦控除の対象者)の場合	35万円
世帯に障がい者(所得税法に定める障害者控除の対象者)の方がいる場合(1人当たり)	27万円
世帯に特別障がい者(所得税法に定める特別障害者控除の対象者)の方がいる場合(1人当たり)	40万円

別表第2 (第3条関係)

申請者の世帯の人数	基準額
2人	203万円
3人	236万円
4人	256万円
5人	275万円
6人	290万円
7人	304万円
8人	318万円

備考 申請者の世帯の人数が8人を超える場合の基準額は、1人増すごとに8人の基準額に14万円を加算した額とする。

別表第3（第3条関係）

申請者の世帯の事情		控除額	
世帯が母子家庭の場合		49万円	
世帯に障がい者の方がいる場合（1人当たり）		99万円	
世帯に属する申請者 以外の就学者（1人 当たり）	小学校	30万円	
	中学校	46万円	
	高等学校	国公立	35万円
		私立	57万円
	大学等	国公立	116万円
		私立	159万円
本人を対象とする控除		67万円	

備考 申請者以外の就学者の学校の区分は、貸与を受けようとする年の4月1日現在に在学する学校とする。

別表第4（第3条関係）

親権者等の給与収入額	控除額
298万円以下の場合	給与収入額の合計額
298万円を超え400万円以下の場合	$\text{給与収入額} \times 0.2 + 263\text{万円}$
400万円を超え781万円以下の場合	$\text{給与収入額の合計額} \times 0.3 + 198\text{万円}$
781万円を超えた場合	432万円

備考 給与収入金額（2か所以上の場合には合計額）は、万円未満切り捨て、控除額は万円未満四捨五入した額とする。

別表第5（第3条関係）

親権者等の給与収入額	控除額
65万円以下の場合	給与収入額の合計額
65万円を超え180万円以下の場合	$\text{給与収入額} \times 0.4$ (ただし、控除額が65万円未満の場合は一律65万円)
180万円を超え360万円以下の場合	$\text{給与収入額} \times 0.3 + 18\text{万円}$
360万円を超え660万円以下の場合	$\text{給与収入額} \times 0.2 + 54\text{万円}$

660万円超え1,000万円以下の場合	給与収入額×0.1+120万円
1,000万円を超え1,500万円以下の場合	給与収入額の合計額×0.05+170万円
1,500万円を超える場合	245万円

備考 給与収入金額（2か所以上の場合は合計額）は、万円未満切り捨て、控除額は万円未満四捨五入した額とする。